

## 地域密着型サービスの種類と概要

「地域密着型サービス」とは、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備するサービスです。

**サービスの種類および概要は下記のとおりです。**  
**※原則として、他市区町村のサービスは利用できません。**

サービスの種類	サービス利用対象者	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	日中・夜間を通して巡回や通報システムにより居宅を訪問し、食事や入浴などの介護や日常生活上の緊急時の対応を行います。
地域密着型通所介護 (小規模通所介護が地域密着型サービスに移行しました。)	要介護1～5	通所介護施設のうち定員が18人以下の小規模な施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供する通所介護（デイサービス）です。
認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の人を対象に食事や入浴などの介護や機能訓練を提供する通所介護（デイサービス）です。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1、2	認知症の人を対象に食事や入浴などの介護や機能訓練を提供する通所介護（デイサービス）です。
小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	通所（デイサービス）を中心に、利用者の選択に応じて居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせて柔軟で多機能なサービスを提供するものです。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1、2	通所（デイサービス）を中心に、利用者の選択に応じて居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせて柔軟で多機能なサービスを提供するものです。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	要介護1～5	少人数の認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら自宅で共同生活するものです。
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	要支援1、2	少人数の認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら自宅で共同生活するものです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1～5	有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられるものです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1～5 ※原則要介護3以上	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特養）に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられるものです。 ※すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。